

議案第6号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について

提案理由

本案は、大規模災害や新型ウイルス等の感染症により休業した場合の職員に対する休業手当の支給について明確に規定するため、別紙のとおり規程の一部を改正することについて、理事会の決議をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員給与規程の一部を改正する規程
社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員給与規程（平成15年8月1日施行）の一部
を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

（休業手当）

第27条 本会は、職員が本会の責めに帰すべき事由により休業した場合（大規模災害
や新型ウイルス等の感染症により休業した場合を含む。）は、当該職員に対して、休業
1日につき平均給与の100分の60以上であって会長が別に定める額を、労働基準
法第26条に規定する休業手当として支払う。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。